

第3.3回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成29年3月7日 午後3時～午後4時10分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員（15人）

会長	5番	内田 昌明
会長職務代理者	14番	阿佐美 安德
委員	1番	石原 輝雄
	2番	齋藤 清
	3番	宮沢 福夫
	4番	福島 勝繁
	6番	町田 まさ江
	7番	重田 俊一
	8番	武士 千雅子
	9番	清水 和男
	10番	富田 孝行
	11番	松浦 好一
	12番	山口 久雄
	13番	原 一仁
	15番	根岸 昇

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

6、その他

・「農業委員会だより」について

・「平成29年度農作業等標準料金表」について

・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大谷 義久

事務局 齊藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第33回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は15名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する
議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議
ありませんか。

(異議なし)

それでは、12番 山口委員・13番 原委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の齊藤氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い
いたします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号42900018 について議案書と詳細を朗読、説明】
【議案第1号 番号2 受付番号42900019 について議案書と詳細を朗読、説明】
【議案第1号 番号3 受付番号42900020 について議案書と詳細を朗読、説明】
【議案第1号 番号4 受付番号42900021 について議案書と詳細を朗読、説明】
【議案第1号 番号5 受付番号42900022 について議案書と詳細を朗読、説明】

議長 番号1、42900018の審議を行います。この件に関しまして、農地部会が現地調
査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900018 については、町道拡幅による庭の減少分について、隣地を敷地拡張するという案件であり、周りの農地には影響はないということで、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42900018 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900018 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42900018 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長 続きまして番号 2、42900019 の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900019 につきましても、申請地は道路宅地に囲まれており、農地の広がりはなく、転用による周りの農地への影響はないと判断できますので、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42900019 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900019 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42900019 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長 続きまして番号 3、4、42900020、21 の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900020、21 につきましても、申請地は道路と塀に囲まれており、農地の広がりはなく、また、2 件の申請となっているのは間に墓地があるためであり、転用による周りの農地への影響はないと判断できますので、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42900020、21 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900020、21 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42900020、21 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長 続きまして番号 5、42900022 の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900022 につきましては、申請地は道路宅地に囲まれており、農地の広がりはなく、転用されても周りの農地には影響はないと判断できますので、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42900022 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900022 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42900022 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

また、県常設審議会に意見聴取するかであります。今回の案件は全て、3,000 ㎡以下ですので、委員会が必要と認める案件のみとなります。今回の委員会より全員賛成での許可相当の場合は承認無しで意見聴取なしとしたいのですが、よろ

しなければ挙手願います。

(全員挙手)

議 長 今回の案件は、審議会付議案件は「なし」といたします。

続いて、議案第2号(追加)玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号(追加)玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、朗読、説明】

議 長 それでは、議案第2号について、除外についての大がかりな計画変更ではありますが、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(なしの声)

委 員 河川区域に今回除外する場所があるが、すでに数十年前にゴルフ場となっている場所であり、今さら必要ないのではないか。

事務局 昭和48年に農振法が制定され、その時点で農地でないものは除外の必要はないが、それ以降農地でなくなったものは除外をしなければ、農用地区域ということになったままであります。これは、過去に除外の手続きを行っていなかった場所であり、どこかで除外をしなければいけないものなので、今回除外するものがあります。

委 員 これまでの農用地区域の面積と、変更後の面積はわかりますか。

事務局 今回は固定資産台帳を全筆調査し、今までの農用地区域面積は1,013haでありましたが、基礎調査によって868.9haとなります。今回の計画変更により、108.9haの除外地が増えます。よって変更後は760haとなります。

委 員 下茂木と川井の間に農用地区域に戻す場所がありますが、河川区域でありながら戻すのはどういう理由からか。

事務局 現況で、農地の場所は農用地区域に戻し、農地でない場所は除外するということとあります。

議 長 農業に対しての支障はなしとして報告いたします。
また、意見については、文章表現を少し考えていただくようお願いいたします。

次第4の議事については、終了といたします。

次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

議 長 報告第1号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(なしの声)

議 長 発言は、無いようですので、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【その他について、朗読、説明】

議 長 質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

委 員 農業委員会だよりについてですが、麦踏み合戦の記事を入れた方が良いのではないかと思います。

議 長 麦秋の句を入れてもらいたい。

議 長 その他、委員より何かありますか。

議 長 なければ、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人